

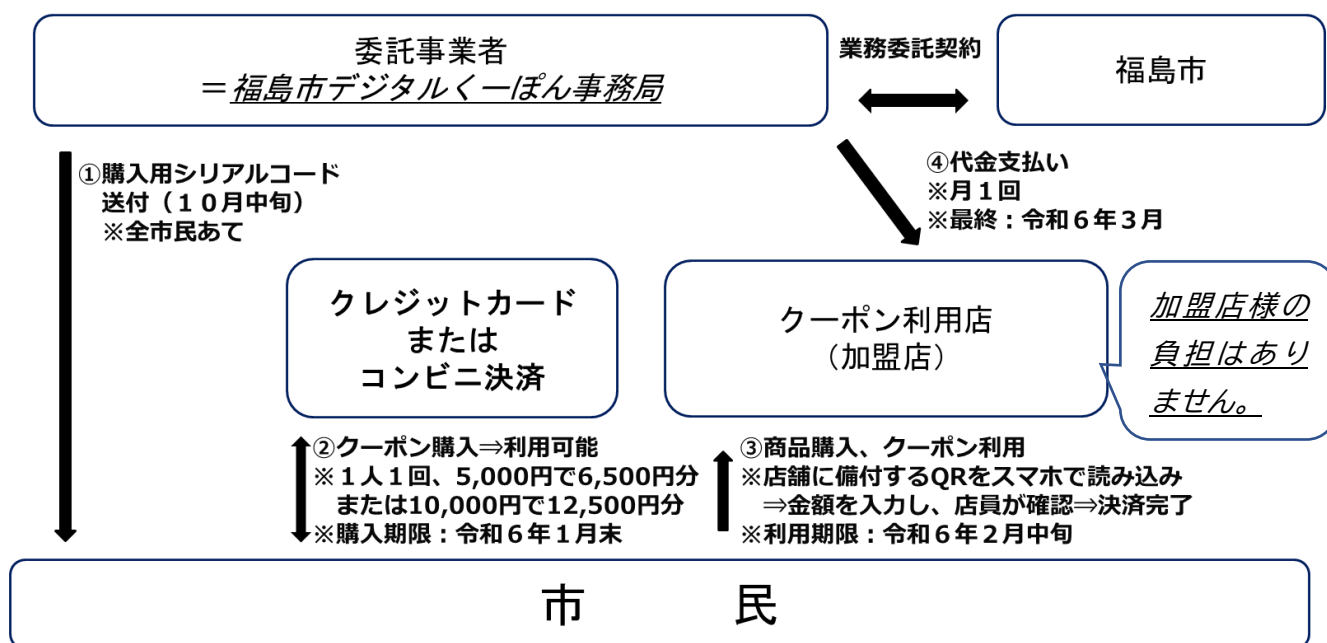
福島市デジタルクーポン事業の概要

エネルギー・食料品等の物価高騰に直面する市民生活の支援と需要喚起により地域経済を下支えするため「福島市デジタルクーポン事業（略称：福デジくん）」を実施いたします。これまで紙媒体で発行してきたクーポンを電子クーポンとして市民生活や地域経済に浸透させることで、デジタル化の推進を図る事業です。

福島市デジタルクーポンは、加盟店として登録いただいた店舗（事業所）でご利用いただくようになりますので、趣旨をご理解いただき、是非ともご登録いただきますよう、よろしくお願いいたします。

福島市

福島市デジタルクーポン事業のイメージ



加盟店登録資格

◎ 福島市内において店舗を有して事業を営む者とする。

ただし、下記に定める利用および専門に扱う事業所等は除外する。

- ◆不動産や金融商品など資産形成の性質が高い商品の購入
- ◆たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ◆商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、金、プラチナ、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- ◆風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業への支払い
- ◆国や地方自治体、地方公営企業への支払い
- ◆現金への換金
- ◆公序良俗に反するもの

福島市デジタルくーぼんの支払・決済方法

- ①市民（利用者）の方がそれぞれ事前にデジタルくーぼん券を購入（スマートフォンにより）
- ②レジでの精算時、店頭で事務局から送付される決済用のQRコードを設置し、利用者のスマートフォンで読み取りの上、決済金額を入力
- ③店舗側で決済金額を確認し決済完了
- ④利用者の利用額を月末締めで加盟店指定の口座に振込

【換金スケジュール】

毎月末締めにてデジタルくーぼん利用額を指定口座にお振込致します。加盟店での手続きは不要です。

なお、換金スケジュールについては下記を予定しております。利用状況等により換金スケジュールが数日遅れる可能性もございますので予めご了承ください。

☆10月利用分⇒11月15日頃 ☆11月利用分⇒12月15日頃 ☆12月利用分⇒1月19日頃

☆2024年1月利用分⇒2月15日頃 ☆2024年2月利用分⇒3月15日頃

☆ 下記、誓約・同意事項を必ずご確認のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。

誓約・同意事項

- ①福島市デジタルくーぼん事務局より配布される加盟店ステッカーやのぼり等をレジ周辺に提示します。
- ②本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力を行います。
- ③福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第10号）を遵守します。
- ④登録事項（申込内容）に変更があるときは、速やかに届出をします。
- ⑤店舗名・所在地・電話番号・ファックス番号・業種について、本事業にかかる広報に掲載することに同意します。
- ⑥申込情報について、本事業を委託する事業者へ情報を提供することに同意します。
- ⑦本事業について、福島市デジタルくーぼん事務局から改善等の要請があった場合は、その指示に従います。
- ⑧誓約・同意事項を遵守しなかった場合は、登録の抹消等の指示に従います。

加盟店にご登録いただいた場合

令和5年10月上旬頃までに「取扱マニュアル」「のぼり」「ポスター」などを送付いたします。

※昨年度実施の「ふくしま市民生活エールクーポン事業」にご参加頂いておりました店舗様で、特に登録情報の変更等がない場合は改めての参加登録は不要となります。詳しくは同封の事業のご案内をご参照ください。

※ 福デジくん公式ホームページはこちら！！

<https://fukudejikun.com/>

お問い合わせ先

福島市デジタルくーぼん（福デジくん）事務局 0120-357-339

（平日9:00～18:00）【土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日除く】